



PwC Legal Tax Newsletter (2025年3月)

グループ内再編による繰越欠損金の引継ぎに係る納税者勝訴地裁判決 (東京地判令和6年9月27日)

March 2025

In brief

PwC 弁護士法人のタックスローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、税務争訟代理等)を提供しています。PwC Legal Tax Newsletter では、当法人のタックスローヤーが、企業の取引実務や税務上の取扱いに影響し得る裁判例・裁決例その他税法に関するトピックを取り上げて、その内容の紹介や解説をします。

今回は、グループ内再編による繰越欠損金の引継ぎに係る納税者勝訴地裁判決(東京地判令和6年9月27日 LEX/DB 文献番号 25621971。以下「本判決」といいます)をご紹介します。

本件は、国側が控訴しており、控訴審において本判決の判断が維持されるか不明であるものの、適格合併による繰越欠損金の引継ぎについて法人税法 132 条の 2 の適用が争われ、同条を適用してなされた更正処分が裁判所によって取り消された初めての事案として注目に値するものと考えられます。

In detail

1. 事案の概要

本判決に係る事案(以下「本事案」といいます)においては、企業グループ内合併による繰越欠損金の引継ぎが問題となりました。

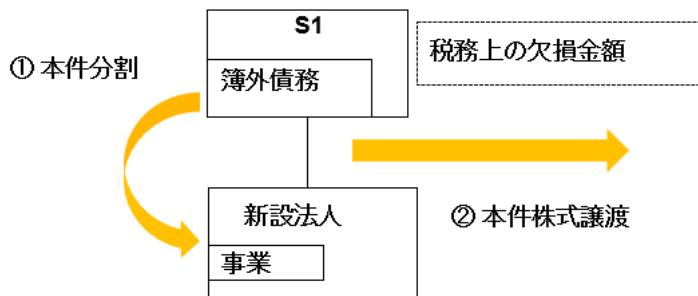
かかる事案の特質を踏まえ、以下、①繰越欠損金が生じた経緯(後記(1))、②資本関係の変動(後記(2))、③合併の概要(後記(3))、④グループ内再編に係る検討経緯(後記(4))、の順にて事案の概要を記載します。

(1) 繰越欠損金が生じた経緯

2009 年 2 月 2 日付で、ゴルフ場事業等を営む法人数社の買収(以下「本件買収」といいます)が行われたところ、かかる買収の対象となった法人の一つ(以下「S1」といいます)が、簿外債務(以下「本件簿外債務」といいます)を抱えている可能性が存したため、同年、本件簿外債務に係るリスクに対応すべく、以下の①及び②の方策が実施されました。

- ① 本件簿外債務を除く S1 の事業を新設分割により新設法人に移管(以下「本件分割」といいます)
- ② 当該新設分割の対価として S1 が取得した当該新設法人の株式を譲渡(以下「本件株式譲渡」といいます)

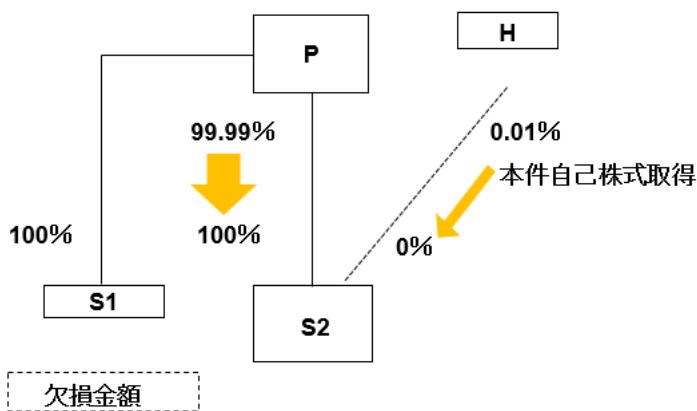
- ・ 本件分割及び本件株式譲渡の結果、S1において多額の税務上の欠損金額(約 58 億円)が生じました。



(2) 資本関係の変動

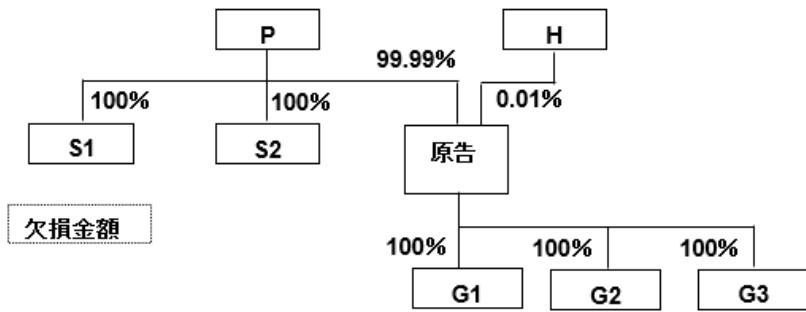
ア 完全支配関係の成立

- ・ 2015 年当時、S1 の兄弟会社であった法人(以下「S2」といいます)の発行済株式の総数に占める、S2 の直接の親法人(以下「P」といいます)が保有する S2 株式の数の割合は 99.99%であり、残りの S2 株式は他の者(以下「H」といいます)が保有していました。
- ・ 然るところ、同年 10 月 9 日付けで、H が保有する S2 株式を S2 が自己株式取得(以下「本件自己株式取得」といいます)した上で消却し、その結果、P が S2 の発行済株式の全てを保有することとなり、S1 と S2 との間に法人税法(平成 29 年法律第 4 号による改正前のものであり、以下「法法」といいます)2 条 12 号の 7 の 6 所定の完全支配関係(以下「完全支配関係」といいます)が生じました。
- ・ また、S2 株式を H が保有し続けた場合、P が属する企業グループが資金調達のために 2014 年 2 月 25 日付けで締結したシンジケートローン契約(以下「本件シンジケート契約」といいます)所定の条項(以下「本件コバナンツ条項」といいます)に違反する事態が生じ得たところ、本件自己株式取得には、かかるリスクへの対処との目的も存しました。



イ 合併直前の資本関係

- ・ 本件自己株式取得を経て、本事案にて問題となった合併(2016 年 12 月 14 日付けで合併契約が締結され、2017 年に効力発生したものであり、以下「本件各合併」といいます)の効力発生日直前時点における関係当事者の資本関係は下図の通りとなりました。



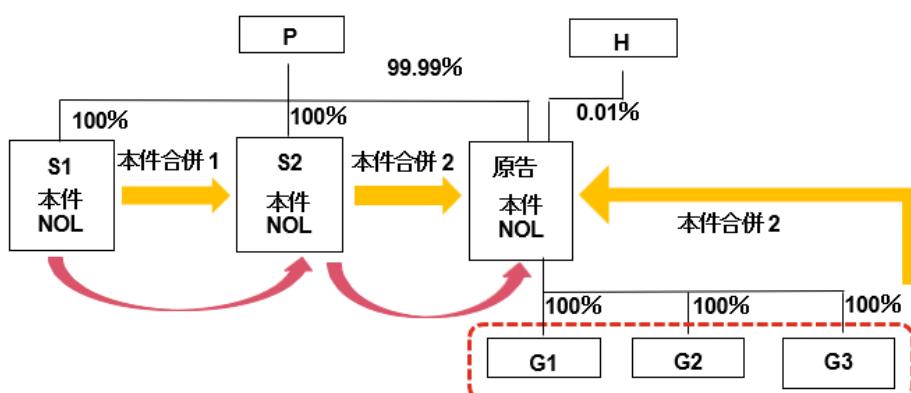
(3) 本件各合併の概要

- ・ 本件各合併は、以下の①の合併(以下「**本件合併 1**」といいます)及び②の合併(以下「**本件合併 2**」といいます)の 2 段階で実施され、具体的には、同日付けで、本件合併 1 の効力発生を停止条件として本件合併 2 が実施されました。

- | |
|--|
| ① 本件合併 1 : S1 を被合併法人、S2 を合併法人、対価を無対価とする吸収合併 |
| ② 本件合併 2 : S2、G1、G2 及び G3 を被合併法人、原告を合併法人、対価を原告株式とする吸収合併 |

- ・ また、以下の(i)及び(ii)の通り、法法上の個別規定の適用の結果、S1 の繰越欠損金(以下「**本件 NOL**」といいます)が、S2 を経て原告に引き継がれました。

- (i) **本件合併 1 に伴う本件 NOL の引継ぎ**: S1 は事業を営んでいなかったものの、S1 と S2 との間に完全支配関係が存したため、本件合併 1 は法法 2 条 12 号の 8 所定の「適格合併」(以下「**適格合併**」という)に該当し、その結果、法法 57 条 2 項に基づき、本件 NOL が S1 から S2 へ引き継がれた。
- (ii) **本件合併 2 に伴う本件 NOL の引継ぎ**: S2 と原告との間に完全支配関係は存せず、法法 2 条 12 号の 7 の 5 所定の「支配関係」(以下「**支配関係**」といいます)が存する状態であったが、S2 は事業を営んでいたところ、法法 2 条 12 号の 8 句(1)所定の要件(以下「**従業者引継ぎ要件**」といいます)¹及び同句(2)所定の要件(以下「**事業継続要件**」といいます)²を充足する本件合併 2 は適格合併に該当し、その結果、法法 57 条 2 項に基づき、本件 NOL が S2 から原告へ引き継がれた。



¹ 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数の概ね 100 分の 80 以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること、との要件をいいます。

² 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること、との要件をいいます。

(4) グループ内再編に係る検討経緯

ア 過去から採用されているビジネスモデル

- 本事案にて問題となった企業グループ(以下「**本件企業グループ**」といいます)は、経営危機に陥るなどしたゴルフ場運営法人を買収して規模を拡大させ、多数のゴルフ場を本部で集中管理し、ゴルフ用品等を一括購入するなどしてスケールメリットを追求するとともに、買収により増え続ける子会社の数を合併により削減することにより、経営の合理化・効率化を追求するというビジネスモデル(以下「**本件ビジネスモデル**」といいます)の下で事業を営んでいました。実際に、かかる買収と吸收合併が繰り返された結果、本件企業グループ内の法人数は、2006 年末をピークに、概ね右肩下がりに減少し、監査報酬・税理士報酬が 15 年間で累計 7,734 万円削減されるといった成果も生じていました。

イ S1 を合併させることの事業目的

- 本件企業グループにおいて、S1 を同グループ内の既存法人に吸收合併することとしたのは、本件簿外債務に係る新たな債権者が現れる可能性が低く、本件簿外債務に係る債権は概ね時効により消滅しており、本件簿外債務に係るリスクが顕在化する可能性は低減していると評価し、S1 を本件ビジネスモデルに基づく組織再編成の対象から除外して残存させておくべき特段の必要性はないと判断したことによるものでした。また、清算ではなく合併をした理由については、本件企業グループでは過去に清算の経験が少なかったこと及び清算の公告をすると潜在的債権者を刺激して何か反応をされる可能性があるためでした。

ウ 本件各合併に係る課税関係の検討

- 本件各合併に先立って行われた本件企業グループの組織再編に係る検討過程にて作成された書面において、本件各合併によるメリットとして「被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐことによる税金費用の削減」が挙げられるとともに、かかる検討の過程において、本件各合併につき、S1 が「休眠会社」であることや、原告に対して本件 NOL を引き継がせるに当たり、組織再編税制上、原告と S1 が直接合併すると従業者引継要件及び事業継続要件の欠缺により適格合併ではなく非適格合併として取り扱われることになるため、本件企業グループ内における S2 の株式の保有割合を 100%にした上で、S1 と S2 が合併した後に、合併法人である S2 が原告と合併する二段階の合併が必要であることなどが指摘されていました。

2. 本件の争点

- 本件の争点は、本件各合併が法法 132 条の 2 所定の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かです(以下、かかる要件を「**不当性要件**」といいます)。

3. 判示の概要

(1) 不当性要件に係る判断枠組み

ア 先例に倣った判示

- まず、本判決は、先例である最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 242 頁(以下「ヤフー事件最高裁判決」という)及び最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 470 頁(以下「IDCF 事件最高裁判決」といい、両判決を併せて「ヤフー・IDCF 事件最高裁判決」という)に倣い、不当性要件に係る判断枠組みについて以下の通り判示しました。

「『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、
①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいた

り、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものである〔注：以下、かかる不自然なものであるとの特徴を「不自然性」という〕かどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由〔注：以下「合理的事業目的等」という〕が存するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」〔下線・強調・傍点は当職ら。以下同じ〕

イ 独自の判示

- ・ 続けて、本判決は、独自の判示として、以下の通り判示しました。

「①適格合併が行われた結果、未処理欠損金額が引き継がれ、租税負担が減少する場合があるというのは、組織再編成税制が予定しているものであること…、②…株式会社が事業の目的に沿って種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上等の様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができると解されること」から「行為・計算の不自然性が全く認められない場合や、そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等が十分に存在すると認められる場合には、他の事情を考慮するまでもなく、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということはできず、不当性要件に該当すると判断することは困難である」

「株式会社が合理的な事業目的のある組織再編成を行うに当たり、通常は想定されない手順や方法ではなく、実態と乖離した形式を作出するものでもない、不自然性の全く認められない複数の手順や方法の中から最も税負担の少ないものを採ったとしても、そのことから直ちに組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものということはできない（例えば、…いつ合併するかは基本的に当事者の自由であり、合併につき合理的な事業目的がある場合には、税務上の効果が最大となる時期を見定めて合併を実行したとしても、そのことから直ちに不当性要件に該当すると判断することはできないと解される。）」

(2) 法法 57 条 2 項等の趣旨及び目的

- ・ 前記(1)に記載の判断枠組みにおいては、適格合併が行われた場合における未処理欠損金額の取扱いを定めた法法 57 条 2 項及び 81 条の 9 第 2 項 2 号イ(以下「法法 57 条 2 項等」という)の本来の趣旨及び目的を踏まえた判断が必要であるところ、本判決は、当該趣旨及び目的について、結論として、以下のように判示しました。

「組織再編税制に係る法人税法 57 条 2 項等の趣旨及び目的は、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を継続させるというものであり、経済実態に実質的な変更がないか否かを判断するなどのために、法人税法 2 条 12 号の 8 及びこれを受けた法人税法施行令 4 条の 3 等において、適格合併と判定するための具体的な要件が定められているものと認められる」

「完全支配関係適格合併〔筆者ら注：被合併法人と合併法人との間に完全支配関係がある場合の適格合併。以下同じ〕の場合において、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』が法人税法 57 条 2 項等の適用の『前提』となっているとか、『合併による事業の移転及び合併後の事業の継続』がない完全支配関係適格合併に上記規定を適用することはその本来の趣旨及び目的に反するなどと解することはできない」

- ・ また、かかる結論を導くに当たっては、例えば、以下のような点が考慮されています。
 - ① 平成 13 年度税制改正により導入された組織再編税制の基本的な考え方

「実態に合った課税を行うという観点から、原則として、移転資産等についてその譲渡損益の計上を求めつつ、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない場合には、その譲渡損益の計上を繰り延べて従前の課税関係を維持させるというもの」

- ② 平成 12 年の税制調査会法人課税小委員会(以下「小委員会」といふ)における組織再編税制に係る議論及びその後の組織再編税制の立法の過程(国会審議を含む)
- ③ 平成 13 年度税制改正の際に立法作業に関与した者の意見書等
- ④ 法法 132 条の 2 に係る課税実務

「完全子会社の事業継続が困難となり、親会社が当該完全子会社を吸収合併した上で、継続困難となった当該事業を取り止めるというような事案において、課税実務上、資産の移転が独立した事業単位で行われておらず、合併後に事業が継続していないという理由により、法人税法 132 条の 2 に基づき親会社の行為又は計算を否認するとの取扱いがされていることはうかがわれない」

- ⑤ 法令の文言

「租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈したり拡張適用したりすべきではない…。…それにもかかわらず、…法人税法及びこれを受けた法人税法施行令の規定上、支配関係適格合併[筆者ら注:被合併法人と合併法人との間に支配関係がある場合の適格合併。以下同じ]及び共同事業適格合併[筆者ら注:被合併法人と合併法人との間に完全支配関係及び支配関係がない場合の適格合併。以下同じ]においては、従業者引継要件及び事業継続要件等が必要とされているのに対し、完全支配関係適格合併については、これら従業者引継要件及び事業継続要件等のいずれについても必要とされていない。また、法 57 条 2 項等の規定をみても、完全支配関係のある法人間の合併について、事業の継続がない場合には一律に適用がない旨をうかがわせる文言はない」

「法令上、上記のような合併の場合[筆者ら注:完全支配関係のある法人間の合併について、事業の継続がない場合]に組織再編税制の適用を一律に否定するとの趣旨を読み取ることはできない」

「法令上に明記されていない一律の『前提』(事実上の要件)を明確な根拠もなく想定すべきではない」

(3) 本件への当てはめ①(繰越欠損金が生じた経緯)

- ・ 前記 1(1)に記載の繰越欠損金が生じた経緯について、本判決は、以下のように判示しました。
「本件買収、本件分割及び本件株式譲渡は、…利益の追求とリスクの最小化を図る過程において行われたものであり、…未処理欠損金額の引継ぎを目的として行われたものではない」

(4) 本件への当てはめ②(S1 を合併したこと)

- ・ 前記 1(4)イに記載の通り、S1 を本件企業グループ内の既存法人に合併したのは、S1 を本件ビジネスモデルに基づく組織再編成の対象から除外して残存させておくべき特段の必要性はないとしたことによるものであり、また、清算ではなく合併をした理由については、過去に清算の経験が少なかったこと及び清算の公告をすると潜在的債権者を刺激する可能性があるためであったところ、これらの判断の評価について、本判決は、以下のように判示しました。

「①たとえ休眠会社であっても、残存させておけば、何らの利益を生み出さないにもかかわらず、毎年一定の管理コストが継続的に発生し得ること、②我が国においては、バブル経済の崩壊後、全国各地でゴルフ場の経営が大幅に悪化したなどのため、多くのゴルフ場運営会社において経営の合理化が模索・実践されていること…、③特に、…[注:本件企業]グループにおいては、本件ビジネスモデルの下、繰り返し合併を行い、子会社の数を削減することにより、経営に係る意思決定や監査の迅速化等を包む経営の合理化・効率化を継続的に追

求しており、これにより大幅な費用の削減が実現されていること」からすると、上記の判断の下、S1 を残存させず、本件企業グループ内の既存法人に合併することには、「合理的な理由となる事業目的が十分に存在するといえる上、何ら不自然なものではない」

(5) 本件への当てはめ③(本件各合併に係るスキームと本件直接合併手法の比較)

ア 不自然性に係る判示①(通常は想定されない組織再編成の手順や方法)

- まず、本件直接合併手法(各社を原告へ直接合併させる 1 段階の合併)ではなく本件各合併に係るスキーム(本件合併 1 の直後に本件合併 2 を実施する 2 段階の合併)を採用したことが「通常は想定されない組織再編成の手順や方法」に該当するか否かとの点について、本判決は、結論として、以下のように判示しました。

「原告が…[注:S1、S2、G1、G2 及び G3]の全てを直接吸收合併するのではなく、…本件合併 1…の効力発生を停止条件として、原告が…[注:S2 等]を吸收合併したこと(本件合併 2)は、『通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの』などではなく、むしろ、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められる」

- また、かかる結論を導くに当たっては、以下のような点が考慮されています。

① 3 以上の法人の合併に係る会社法上及び課税実務上の取扱い等

「実務上…A 社を B 社が吸收合併し、その効力発生を停止条件として、同日付で B 社を C 社が合併するという、二段階にわたる重畳的な合併も行われている。」

「課税実務上も、…私法上は原則としてその順序に応じ個々の合併の効力が生ずることとなるから、税制上もその順序どおり合併が行われたものとして、適格合併への該当性の判定を行うこととされている。」

「したがって、本件各合併が二段階で行われたからといって、必ずしも、通常は想定されない手順や方法が採られたということはできない。」

② 本件各合併と本件直接合併手法の事務負担の差

本件合併 1 について原告株式の割当て・交付が不要な本件各合併とは異なり、本件直接合併手法では、S1 と原告の合併についても合併比率を計算して原告株式を P に割当て交付する必要があるため、「一定の事務の煩雑さがあることは否めない」

これに対し、本件直接合併手法ではなく、本件各合併のスキームを探ることにより、「事務負担が大幅に増大するとは認められない」

これらのことからすると、本件直接合併手法ではなく、本件各合併のスキームを採用したことは、「客観的にみて、効率的な事務の遂行に資するものであったと評価することができる」

「本件各合併のスキームは、①課税上のメリットがなく、かつ、事務効率化のメリットもない(事務の煩雑さがある)手順・方法(原告が直接…[注:S1]を吸收合併する場合)と、②課税上のメリットがあり、かつ、事務効率化のメリットもある(事務の煩雑さが生じない)手順・方法(本件各合併の場合)のうち、後者を採用したというものであるから、事務効率化のメリットを数値化したり、課税上のメリットと事務効率化のメリットの大小や目的の主従関係を比較したりして検討するまでもなく、営利企業にとって合理的な経済活動と評価できるものであって、何ら不自然なものではない」

イ 不自然性に係る判示②(実態とは乖離した形式の作出)

- 続けて、本件直接合併手法ではなく本件各合併に係るスキームを採用したことが「実態とは乖離した形式を作出」に該当するか否かとの点について、本判決は、以下のように判示しました。

「本件各合併を総体としてみても、原告を合併法人として…6 社が合併するというものであり、本件各合併の前後で経済実態に実質的な変更はないのであって、その実態と形式との間に乖離はみられない」

ウ 不自然性に係る判示③(まとめ)

- 前記ア及びイの判示等を踏まえ、本件直接合併手法ではなく本件各合併に係るスキームを採用したことの不自然性について、本判決は、以下のように判示しました。

「[注:S1 等を]吸收合併することは、本件ビジネスモデルに基づくものであり、合理的な事業目的が十分に認められる上、本件各合併のスキームを見ても、通常は想定されない手順や方法ではなく、一般に採られている合理的な手順・方法の一つと認められ、かつ、実態と形式との間に乖離はみられない」

「本件各合併につき、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものということはできず、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものと評価することもできない」

エ 合理的事業目的等に係る判示

- また、本件直接合併手法ではなく本件各合併に係るスキームを採用したことの合理的事業目的等について、本判決は、以下のように判示しました。

「前記…のような事情[注:本件直接合併手法ではなく、本件各合併のスキームを採用したこととは、客観的にみて、効率的な事務の遂行に資するものであったと評価することができるとの事情等]があったから、本件各合併に係るスキームを採用したことについても、合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在していたということができる」

(6) 本件への当てはめ④(本件自己株式取得による完全支配関係の成立)

- 本件自己株式取得により S1 と S2 との間に完全支配関係が生じたことについて、本判決は、以下のように判示しました。

「[注:本件自己株式取得により S1 と S2 との間に完全支配関係が生じたことをもって、]本件各合併につき、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態と乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものということはできず、しかも、[注:S2 の]完全子会社化には合理的な事業目的が存在したから、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものとはいえないのであって、組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものと評価することはできない」

(7) 本件への当てはめ⑤(税務目的の併存)

- 本判決は、本件企業グループが「本件各合併のスキームを採用するに当たり、本件未処理欠損金額[注:本件 NOL]の原告への引継ぎを重視したことは否定し難い」(前記 1(4)ウ参照)としつつ、以下のように判示しました。

「本件各合併に係るスキームは、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなどといった、不自然なものでは全くないのであるから、そのスキームの採用に当たり、本件未処理欠損金額[注:本件 NOL]の原告への引継ぎを重視したとしても、このことをもって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものとはいえない」

(8) 本件への当てはめ⑥(まとめ)

- 前記(1)~(7)の判示等を踏まえ、本判決は、以下のように判示しました。

「本件合併 1…の効力発生を停止条件として、原告が…[注:S2 等]を吸収合併する(本件合併 2)という本件各合併について、その各部分を個別にみた場合においても、その全体をみた場合においても、『通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくもの』でも『実態とは乖離した形式を作出したりするもの』でもなく、何ら不自然なものとはいえないし、かかるスキームを採用して合併を行うことの『合理的な理由となる事業目的その他の事由』が存在することからすると、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する様でその適用を受けるものとは認められない」

「したがって、本件各合併は、組織再編税制に係る法人税法 57 条 2 項等の各規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとはいせず、『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』(同法 132 条の 2)に当たるということはできない」

4. まとめ

以上の通り、本判決は、被合併法人から合併法人への繰越欠損金の引継ぎが認められるためには、(合理的事業目的等が存しない限り)事業の移転及び継続が必要であるという考え方を明確に退けた初の裁判例であり、その点に本判決の重要な意義があると考えられます。また、本判決は、その他にもいくつか重要な論点を内包しており、今後の控訴審の判断も注目すべきものといえます。

Let's talk

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

税務チーム／執筆者

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

黒松 昂藏

kozo.kuromatsu@pwc.com

弁護士

福井 悠

yu.fukui@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2025 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.